

第31回草津市農業委員会総会
議 録

令和8年1月9日

第31回農業委員会（総会）

令和8年1月9日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- | | | |
|-----|---|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 報告第32号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告） | … 4件 |
| 第 3 | 報告第33号
農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告） | … 7件 |
| 第 4 | 報告第34号
農地利用変更届出について（報告） | … 1件 |
| 第 5 | 議 第56号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 6件 |
| 第 6 | 議 第57号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 2件 |
| 第 7 | 議 第58号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 1件 |
| 第 8 | 議 第59号
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 1件 |
| 第 9 | 議 第60号
草津市農業委員会附属機関運営規程の改正につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | |

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一
14 番	堀 祐子				

・会議に欠席した委員

12 番 木下 弥生

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
------	-------	----	-------	----	-------

農林水産課

課長	西山 宜克	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長

では、只今から第31回草津市農業委員会 総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません、滋賀県都市農業委員会連絡協議会会員で、米原市農業委員会事務局の三條事務局長が行政視察として、県内他市の総会の様子を学ぶため、総会及び協議報告事項に参加されます。行政視察の一環ということで、規程に基づく、「傍聴人」には該当しませんことから、協議報告事項が終了時まで在室されますことを申し添えいたします。

米原市
事務局長

今井会長、草津市農業委員のみなさまこんにちは。本日、先ほどご紹介をいただきました、米原市から寄せていただきました、米原市農業委員会事務局三條と申します。年始めのお忙しい中、こうして視察をお受け頂きましたこと、大変感謝いたしております。

本日の目的でございますが、今年の7月に委員改選を控えております。そういった3年に1度のこの時期に、行政の農業委員会組織の業務内容の改善を図る絶好の機会であると考えております。そのため、日頃の業務の見直しをするために、県内の農業委員会組織をリードされている、草津市農業委員会にお邪魔し、そこで学んだことを次の組織の改善に向けて活動してまいりたいと考えております。

本日はお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長

説明に戻ります。

議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、今井会長よろしく願いいたします。

会長

みなさま、あらためましておめでとうございます。2026年は、農地の

有効利用と担い手の確保がさらに重要度を増してくるというように認識しておるところでございますが、草津市の農業を元気にしたいという思いを共有して、本年も委員、事務局が一丸となって取り組んでいきたいと思っておるところでございます。本年が草津市農業委員、また農業委員会事務局にとって実り多い一年となりますように、みなさまどうぞよろしくお願ひいたします。

会長 ただいまから、第31回草津市農業委員会総会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配布いたしました通りです。
では、これより日程に基づき、議事を進めます。
議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願ひします。

会長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番 中瀬康夫委員、議席番号11番 中島健一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、4件です。議案書は、2から3ページです。

番号1番は、栗東市小柿三丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲宅地の造成を目的として、譲渡人が所有する、青地町地先の田2筆計803㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

雨水排水は、届出地の中央に側溝および会所枡を設置し、北側道路側溝へ放流される計画です。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、80cm程度の盛土を行います。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、大津市別保二丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲宅地6区画の造成を目的として、譲渡人が所有する、追分二丁目地先の田1筆計911㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

雨水排水は、南側に雨水枡を設置し、南側道路側溝へ放流される計画です。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、最大で1.5m程度の盛土を行います。

隣接地は、田・宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番は、南草津三丁目に住所を有する譲受人が、自己用住宅を目的として、譲渡人が所有する、野路町地先の田2筆計153㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地につきましては、令和7年12月に同内容で受理済みでございますが、譲受人2名の共有持分を変更したいとの相談があり、今回、持分を変更して改めて届出がなされたものです。

当該届出は、市街化区域の農地転用であり、農地法上、事業計画変更という特段の取り扱いがありませんことから、届出の上書きとして処理するものです。その他の内容に変更はございません。

隣地との境界は、法面処理とし、北側道路高に合わせ、30cm前後の盛土および切土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、道路および届出者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号4番は、大阪府茨木市に住所を有する譲受人が、自己用住宅を目的として、譲渡人が所有する、野路町地先の田3筆計152㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地につきましても、先ほど説明いたしました番号3番と同様、令和7年12月に同内容で受理済みでございますが、譲受人2名の共有持分を変更したいとの相談があり、今回、持分を変更して、改めて届出がなされたものです。

当該届出は市街化区域の農地転用であり、農地法上、事業計画変更という特段の取り扱いがありませんことから、届出の上書きとして処理するものです。その他の内容に変更はございません。

隣地との境界は、法面処理とし、北側道路高に合わせ、30cm前後の盛土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、道路および届出者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は12月3日付け、番号2番は12月12日付け、番号3番、番号4番は12月18日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき御発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第32号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第33号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第33号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、7件です。議案書は4～5ページです。

番号1番は、栗東市川辺に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する山寺町地先の田1筆165㎡に対して、農地法第3条に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、合意解約がなされました。

番号2番から番号7番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解除通知となっています。

番号2番と3番は、関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

片岡町に住所を有する番号2番の賃借人は、番号3番の賃貸人が所有する片岡町地先の田2筆8,540㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用集積等促進計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされたものです。

番号4番から7番までは、関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

下寺町に住所を有する番号4番の賃借人は、番号5番の賃貸人が所有する下寺町地先の田1筆3,001㎡、番号6番の賃貸人が所有する下寺町地先の田1筆1,425㎡、番号7番の賃貸人が所有する下寺町地先の田1筆825㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用集積等促進計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、使用貸借契約に移行のため、合意解約がなされたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき御発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第33号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第34号「農地利用変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第34号農地利用変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとする場合、届出いただくものです。

特段、法令上の規定はございませんが、登記地目を変更する場合、農業委員会の証明が必要となることと、造成行為を伴う場合があり、農地転用との区別を行うためにも届出を促しているものです。

今月の届出は、1件です。議案書は6ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する新浜町地先の田1筆496㎡に

ついて農地利用変更届を提出されました。

届出地は、住宅開発が進む土地であり、田としては耕作が難しいため、畑として、季節野菜を栽培されます。10～20cm程度、盛土を行われます。
また、隣接地は、宅地・田があり、田の隣地承諾は添付されております。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は、12月4日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、御発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第34号を終わります。

会長 次に、日程第5議第56号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第56号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、6件です。議案書は、7～8ページです。

番号1番は、矢倉二丁目に住所を有する譲受人が、西矢倉三丁目に住所を有する3名の譲渡人が所有する、西矢倉三丁目地先の登記地目田、現況畑92㎡、南山田町地先の田1筆900㎡、志那中町地先の田2筆1,180㎡、計2,172㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大を目的に農地を探していたところ、離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

番号2番は、北山田町に住所を有する譲受人が、同じく北山田町に住所を有する譲渡人が所有する、北山田町地先の田、2筆306.44㎡を売買にて取得されようとするものです。

当該地は、譲受人と譲渡人において、既に賃借権設定がされておりましたが、この期限が切れることから、双方で協議されたところ、離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号3番は、東矢倉三丁目に住所を有する譲受人が、野路町に住所を有する譲渡人が所有する、御倉町地先の田、1筆812㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、他市で共同で米作りをされており、また、有機肥料を製造販売されている企業で勤めておられ、農業の知識や技術があります。また、昔から、草津市で米作りに興味があり、農地を探していたところ、規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号4番は、京都府宇治市小倉町蓮池に住所を有する譲受人が、大津市大萱三丁目に住所を有する譲渡人が所有する、下笠町地先の田、2筆1,578㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、幼少期から農家である祖母の農作業を手伝っており、果樹栽培の経験があります。

また、現在、自宅で果樹を栽培されており、農地を探していたところ、知人が所有する遊休農地であった当該地について、離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、果樹を栽培される予定です。

番号5番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が、下笠町に住所を有する譲渡人が所有する、下笠町地先の田、1筆220㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、家庭菜園を通じて、季節野菜を栽培されており、現在、市民農園で季節野菜を栽培されています。

家庭菜園の規模を拡大するために、農地を探していたところ、規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

番号6番は、志那中町に住所を有する譲受人が、同じく志那中町に住所を有する譲渡人が所有する、志那中町地先の登記地目田、現況畑1筆135㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲受人は家庭菜園ができる農地を探していたところ規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、自宅の隣地である当該地において、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、1番、2番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

残りの3番から6番は、営農計画書等で確認しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、番号2番を除いて、生産組合長より同意をいただいております問題ございません。

番号2番は、既に当該地で農業をされております。

以上のことから、1～6番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、申請地が複数地でもありますので議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号6番 中瀬康夫委員、議席番号9番 田中治嗣委員をお願いします。

2番 西矢倉三丁目のところですが、現況畑ということで、引き続き今後とも活用されるということで、現地確認をさせていただきましたところ、支障なきものと判断させていただきました。

6番 南山田町のところですが、周囲は田で真ん中に位置しております。現況田でありまして、今後とも田として耕作されていくということで問題ありません。

9番 志那中町の案件です。メロン街道沿いに田があります。草もきちんと刈られており、今後とも継続してお願いいたしますとお伝えし、分かりましたとのお返事もいただいております。問題はないと判断いたしました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします

す。

5番
中島 以前からきちんと管理維持がされている場所であります。現地確認をしましたが、問題ないと判断いたしました。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員お願いします。

6番
中瀬 現地確認をしましたところ、引き続き耕作をされるということで、問題ないと判断し署名いたしました。

会長 番号4番と5番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番
田中 4番の案件ですが、この田は三角地で遊休農地になっておりました。この場所での水稻の耕作は難しいところでした。譲渡人と譲受人は親戚関係です。農地を探しておられた譲受人の方と話がまとまり申請をされました。譲受人の方のお住まいが京都と少し遠方でしたので、心配をいたしましたが、年齢も若く、車で行き来するには問題なく、また果樹を栽培されるということでしたので署名をいたしました。新規就農の方ということで、地域での見守りをしていきたいと考えております。

5番の案件です。地目は田ですが、長年畑地を探しておられました。購入され、家庭菜園的に野菜を作りたいということでした。問題ないと判断いたしました。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員お願いします。

9番
田中 現地確認をいたしました。現況畑です。家の裏にあります。野菜を作りたいということで申請をされました。問題はないと判断いたしました。

会長 これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、御発言いただきますよう、お願いします。

推進委員 1番の案件ですが、3筆あるうちの1筆、志那中の田は譲受人の方が耕作

一浦 をされるのでしょうか。

事務局 はい、譲受人の方が耕作をされます。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第56号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第56号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第57号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第57号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です
今月の申請は、2件です。議案書は、9ページです。

番号1番は、先月の総会におきまして、農用地から農業用施設用地への用途変更について農林水産課から説明があり、審議いただいた案件でございますが、農業用倉庫の建築にあたり、続いて農地転用の手続も必要であることから、今回、申請があったものです。

当該案件は、北山田町に事務所を有する法人である申請人が、農業用倉庫を建築するため、申請人が所有する、北山田町地先の、登記地目田、現況畑1筆498㎡を転用されようとするものです。

申請人は、草津市内で農業を専業としておられ、事業拡大に伴い、農機具や肥料の保管場所が不足していたことから、事業所に近接する当該申請地を適地とし、申請がなされたものであります。

隣地との境界は、法面処理およびU字溝を設置し、北側の道路高に合わせ、90cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、自然浸透にて対応されます。

隣接地は、田・道路および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、志那町に住所を有する申請人が、露天資材置場として、申請人が所有する、志那町地先の登記地目田、現況雑種地1筆251㎡を転用されようとするものです。

申請地は、昭和62年に農地転用許可を受けて建築された農業用倉庫の敷地に隣接する農地で、既に利用されており、農地法の申請を失念していたことが判明したため、現況と地目を一致させるために、今回、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、畑・道路および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番
中島 申請された土地は、会社の倉庫ということ現地確認をいたしました但問題はありません。よろしくお願ひいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願ひします。

10番
田中 12月15日現地確認をいたしました。内容に関しましては、事務局からの説明のとおりであります。問題ないと判断いたしました。

会長 では、これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、御発言いただきますよう、お願ひします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第57号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第57号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し 許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第58号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第58号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたしま

す。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、10ページです。

番号1番は、上寺町に住所を有する譲受人が、進入路拡幅を目的として、譲渡人が所有する新堂町地先の畑1筆6.95㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地の奥には、譲受人の父親の所有地があり、住宅を新築するにあたり、市道からの進入路が狭いことから、拡幅に必要な面積のみ分筆し、転用するものです。

隣地との境界には、現在設置している石積を西側に50cm後退させる形で流用します。

盛土等はなく、雨水排水については自然浸透で対応されます。

隣接地は、道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番 私、今井修が補足説明いたします。

7番
今井

事務局から説明がありましたとおりです。12月3日、現地確認をいたしました。申請理由は住宅の新築ということ。進入道路が狭いということで、購入したあとは里道として利用していくということでもあります。

会長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、御発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第58号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第58号農地法第5条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて、番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第8議第59号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

また、農地利用最適推進委員議席番号10番 一浦秀樹委員についても、農業委員会等に関する法律第31条に準じて、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

(委員 退室)

会長

それでは、議第59号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

農林水産課
課長

それでは、議第59号農用地利用集積等促進計画(案)について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律(平成25年法律第10

1号)第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農用地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。

左上を御覧いただきまして、今回は全体で46筆、計54,751㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、46筆で面積は54,751㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は2,771筆、面積は4,475,124.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,694筆で、4,417,992.34㎡、畑が77筆で、57,132㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が5筆、3年以上6年未満が3筆、9年以上12年未満が37筆、12年以上が1筆計46筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しております。

No.47に関しましては耕作者変更による権利設定でございます。すでに農地中間管理事業で権利設定がされており、面積集計には影響しないことから、1ページの面積集計一覧には計上しておりません。

その他農地の詳細につきましては、省略させていただきます。

以上で令和8年2月27日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

8番
田中

33番下笠町2,000㎡の田ですが、耕作される方は自分の田をお持ちなのですが、すべて遊休地となっております。苗は植えられるのですが、収穫するところまでされずそのままとなっております。高齢の方ですし、親族の方が耕作をするということもありません。自分の農地も管理出来ない方が人の農地の耕作者として手続きをされるというのは、賛成できないです。この方以外別の耕作者さんをお願いするであるとか、何かあるならば教えていただきたい。

推進委員
山元

草刈りの件で私も12月後半頃に、道路に出ている草だけは刈ってほしいと何度も本人に伝えたのですが、そのままにされています。今年に限らず何年にも渡る問題であると思っております。毎年農地パトロールをしても新たな課題が増えていくばかりで解決方法がない状態です。

会長

ただいま地区担当委員から、33番の案件に関して現地の状況の説明がありました。農林水産課としてどのように受け止めていただきましたでしょうか

か。

農林水産課 課長 その後の実態まで把握が出来ていない状況であるのかと考えております。貸し手の人が耕作者を探してこられて、申請が出てきたというところで議案が出ているのですが、こういう意見が農業委員会としてまとまったということで、一度返すということで、その後の対応については確認し、また次回報告させていただけたらと考えております。今はまだ採決がされていない状態での意見ですので御理解をいただけたらと思います。

推進委員 山元 今回の段階では答えは出ないということでしょうか。

農林水産課 課長 貸し手の方と耕作者の合意があって申請が出てきているものであると思っております。農業委員会の意見がまとまったということを受けてということでしたら出来るのですが、申請の時点で何かというのは難しいということです。

会長 この案件に関連して委員さん他に御意見はございますか。

3番 杉江 地主の方は、この状況を御存知でいらっしゃるのでしょうか。

8番 田中 ご自宅とは離れている場所ですので御存知でないのではと思われま

会長 この33番の案件以外で何か御意見のある委員さんはいらっしゃいますか。

6番 中瀬 16番から18番木川町のところでお伺いしたいのですが、耕作者の方が長浜市の方なのですが、耕作をどのようにされるのかなど把握はしていらっしゃるのでしょうか。

会長 農林水産課の方いかがでしょうか。

農林水産課 課長 この一覧にありますように、法人でありますので、その法人の社員の方が耕作に来られているのかなと推測はされます。今回は更新ですので、農地の耕作状況に何か問題があるとは聞いておりませんので、更新されたら同じよ

うな状態で耕作されるものと考えております。

6 番 申請書類が揃っておれば受けるという理解でよろしいでしょうか。
中瀬

農林水産課 農林水産課といたしましては、書類審査に追われており、現場確認までは
課長 出来ていない状況であります。

会長 実態が見えてこないですね。

8 番 16番から18番に関連してですが、他よりもここの法人は、賃料が高い
田中 ですね。

会長 他に御意見ございますか。

1 番 申請が出る以前の段階で農業委員が内容を知ることにはできるのでしょうか。また、総会の中で承認が難しい場合、例えば、一覧の申請の中の一部を除いた残りを採決するという事はできるのですか。
奥村

会長 今からみなさんにお諮りをさせていただこうと思っておりますが、33番、16番から18番、それに付随した34番については委員さんから意見をいただいておりますので、それを除いた形で採決をさせていただくということになりますでしょうか。

事務局長 この件につきましては、一部意見を付して承認をするという方法で回答をしたいと事務局としては考えております。

1 番 月によって多くの申請が出てくる時があるので難しいとは思いますが、実際に現場確認をしていないのであれば、意見を付してということも出来ないのではないか。
奥村

事務局長 農用地利用集積等促進計画というのは、基本的には担い手の方に対して引き受けていただくというような中で、農地法第3条の例外として使われ始めた、というものになります。そういった中で、担い手の方への指導をいただいていると思います。

1 番 意見を付してとは言っても、現場の状態を知らないのであれば、結局この

奥村 総会の中では何も出来ないことには変わらない。

農林水産課 今回の申請は47件ですが、以前700件ほど申請があった月もございました。そのすべてを農林水産課で見て回るということは出来ません。さきほどありました、33番ですけれども、こちらはおそらく青地の農地と思われます。ではこういった問題が起きた時にどこで調整をするのかといいますと、本来国の法律で言いますと、地域計画で目標地図を作ったうえで地域での話し合いをしていただき、整えていくということになります。では今回の下笠地区の地域計画はどうかといいますと、ちょうどまさに協議をしているところであります。そういう中で、この耕作者の方は、認定農業者ではないので、地域計画の話し合いにも出て来られていないという状況と、農林水産課でも把握していないということで、こういう事象が起こっているのかなと思っております。

もう一つ御意見がありました、耕作者が法人の申請の件ですが、こちらも認定農業者ではないので把握ができていない状況です。そういうところで、一側面から見るのではなく、総合的にやっていかなければいけないと農林水産課としては、現実をみたら考えております。

冒頭で説明をさせていただきましたが、農用地利用集積等促進計画でございますけれども、農業委員会のご意見を求めるものと法律上なっております。さきほどから議論になりかけておりますけれども、承認するのか、ここは承認しないのかというところがございますけれども、意見をもらってそれを元に課題として認識をしながら、すぐには解決出来ないかとは思いますが、委員の皆様のお力をお借りしながら、地域計画の地域会議の中で解決していくというのが現実的な話だと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

1番 奥村 認定農業者であれば市の方で把握できるけれども、そうでない方が耕作者の場合は分からないということですね。

会長 わたしからも意見よろしいでしょうか。全部を把握するというのは、農林水産課としても難しいと思います。そのために、農業委員がいて、推進委員がいて、その地区の状況を出来るだけ情報として集めていただいているという中で、問題があるところが今回出てきたということです。問題がないところは、上手く進んで耕作されているのであろうと思っております。パトロール等で各委員さんがしっかりと把握していただいているので、意見がでたということであらうとわたくし自身は思っております。

推進委員 佐山 推進委員としては、採決に加わることは出来ないのですが、総会でも話を聞いているだけです。例えば我々推進委員が草刈りをしてほしいと何回も家を訪ねて頭を下げて、聞く耳を持っていただけない方もいらっしゃいます。何の権限があつて家に来るのだと言われた時にどうしたらよいのですか。

推進委員 山元 我々は採決には加われないが、今回のように意見があつた時に回答をいつまでにするということに言うていただくことは出来ないのか。

事務局長 今の制度になってから、転貸し契約になっています。真ん中に中間管理機構が入っています。今農林水産課の担当にこのような意見が出たときに、どう処理をしていったらよいかということ、中間管理機構に聞いてもらっています。

農林水産課 今までの話を整理させていただいてよろしいでしょうか。

課長 33番の案件につきましては、実態としましては、耕作者の方が苗は植えるけれども収穫までには至っていないということで、このまま貸付を進めてもいいのかという御意見をいただいている、もう一点は16番から18番と34番法人のところで、こちらについては耕作状況については特に問題はなく、長浜市から来ているということと賃料が少し高いのではないのかという御意見があつたという認識でよろしいでしょうか。

33番につきましては、今担当者が中間管理機構にどう取り扱いができるのかということの確認をとっているという状況でございます。

会長 16番から18番、34番は耕作者がこの住所で本当に耕作ができるのか、再度住所の確認を取ってほしい。

農林水産課 16番から18番、34番に関しましては、こちらの法人は更新であります。問題が今までにもありましたら、目立っていたと思うのですが、問題なく耕作をされてきているというのが推測されます。法人の住所確認は取れておりますが、耕作をされているであろう社員の方の住所となりますと、個人情報になりますので難しいかもしれません。

事務局長 社員のどなたかが耕作をされているということであろうと思うのですが、必ずしも担当制ではないかもしれません。

会長 個人情報、そういうこともありますね。

3 番
中野 3 3 番も更新ですか。

農林水産課 更新です。
課長 3 3 番の所有者の方は渋川にお住まいの方でして、農地は下笠にありますので、実際に農地を見ておられない可能性が高いと思われます。そのため更新をされているのであろうと思います。

1 3 番
奥村 長浜のこの法人のことを、長浜の事務局に尋ねられたらいかがですか。

推進委員 耕作をされているのですから、どこに住所があろうと問題はないのではないのでしょうか。今問題になっているのは、認定農業者が耕作出来ていないことではないですか。

農林水産課 今問題に上がっています、3 3 番の案件の耕作者の方は、認定農業者ではありませんので、把握が出来ていないという状況であります。

推進委員 3 3 番の案件にこだわって今発言しているのではありません。長浜市の法人の耕作者にしても、住所は長浜市であっても、きちんと耕作をされているのですから、今問題にすることではないでしょう。今話し合うことは、認定農業者が耕作をしていないということではないのでしょうか。

会長 今、問題としてあるのは3 3 番の案件ということでよろしいですか。

推進委員 少しよろしいですか。長浜市の耕作者の件ですが、賃料が高い、安いとか意見がでましたが、では0円はどうなのでしょう。

事務局長 昔は、標準小作料というものがあまして、それを法律に基づいて決めて、それを目安にして金額を設定していただいていたのですが、その法律が無くなりましたので、今はお互いに値段を決めるという形になっております。

農林水産課 会長よろしいでしょうか。担当が、農地中間管理機構の方に確認をさせていただきました。取り扱いをどうするのかということですが、今日の農業委員会総会において、3 3 番の案件についてどういう意見にするかまとめていただいたら、その意見が答申として我々にきます。それをもって中間管理機構の方に申出をしますと、中間管理機構の方で調整をしていただけるとのこ

とですので、そのような扱いにするということを見据えて意見をまとめていただけるとありがたいです。

推進委員 出た結論は、総会場で報告していただけるのですか。
佐山

農林水産課 少し時間はかかるかと思います。
課長

推進委員 我々任期はまだありますので、それまでに結果の報告をお願いしたい。
佐山

農林水産課 いつまでにご報告できるかはまだわかりませんが、必ず御報告いたしますので、まずは意見をまとめていただきたいと思います。
課長

会長 みなさま、貴重な御意見をありがとうございます。課題をふまえての採決になるわけですが、33番の案件につきましては農地中間管理機構へ調整、確認をしていただき、農業委員会から出ました意見を耕作者の方へ可能な範囲で伝えていただけるようお願いをし、結果をまた報告していただきたいと思います。

会長 では採決に入ります。ただいま議題となっております議第59号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長 挙手多数であります。
よって、議第59号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 審議が終了しましたので議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、そして、農地利用最適推進委員議席番号10番 一浦秀樹委員、の入場を認めます。

(委員 入場)

会長 次は、日程第9議第60号「草津市農業委員会附属機関運営規程の改正につき、議決を求めることについて」を議題として、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 草津市農業委員会附属機関運営規程の改正について説明します。
議案書は、12ページです。
草津市農業委員会附属機関運営規程は、草津市農地利用最適化推進委員選考委員会について、規程されているものです。
別紙「草津市農具委員会附属機関運営規程の一部を改正する規程」を御覧ください。向かって、右の表が改正前で、左の表が改正後です。太字で下線を引いている箇所が変更箇所になります。
草津市農地利用最適化推進委員選考委員会は、学識経験者や農業委員や農業委員であった者、滋賀県農業会議の職員等で構成されていますが、委員資格者の改正前と現在は、(3)滋賀県農業会議の職員としておりますが、改正後は、(3)湖国女性農業・推進委員協議会の役員に変更しようとするものです。
改正理由としては、市が定める審議会等の女性登用率の目標が5割となっているものの、当該選考委員の女性登用は、3割を切っていることから、今回の改正で、選考委員会の委員の女性委員の登用を増やすため、滋賀県農業会議と調整したところ、滋賀県農業会議が事務局を担う、「湖国女性農業・推進委員協議会」から選考委員に参画することが可能となったため、規程の改正を行うものです。改正後、女性委員の登用は約4割となります。
なお、農業委員会委員選考委員会は、別途、草津市附属機関運営規則で定まっていますが、今回、同時に改正を行うもので、こちらは市農林水産課が規則改正を行います。
以上、誠に簡単ではございますが、草津市農業委員会附属機関運営規程の改正についての説明とさせていただきます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、御発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第60号「草津市農業委員会附属機関運営規程の改正につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第60号「草津市農業委員会附属機関運営規程の改正につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時38分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年1月

会 長 今井 修 _____

署名委員 中瀬 康夫 _____

署名委員 中島 健一 _____